

福井市新規就農者育成総合対策事業交付要綱

(趣旨)

第1条 本事業の実施にあたっては、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知。以下「新規就農者育成総合対策実施要綱」という。）及び福井県新規就農者支援事業実施要領、福井市補助金等交付規則（昭和48年福井市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、新規就農者育成総合対策実施要綱において使用する用語の例によるものとする。

(対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、別表に掲げる事業とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、別表に掲げる者とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助対象経費及び補助率は、別表に掲げるものとする。

(事業計画の承認申請)

第6条 資金の交付を申請しようとする者は、青年等就農計画承認申請書（様式第1号（1））を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、提出された事業計画を審査し、適切であると認めるときは承認通知書（様式第2号（1））により、当該事業計画書を提出した者に通知するものとする。

(交付申請)

第7条 事業計画の承認の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、規則第3条第1項の規定により、経営発展支援事業の補助事業者は交付申請書（様式第3号（1））を、経営開始資金の補助事業者は新規就農者育成総合対策実施要綱別記2第6の2の（3）に基づく交付申請書を市長に提出しなければならない。

- 2 経営発展支援事業の交付申請書を提出するにあたっては、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。

(交付決定)

第8条 市長は、規則第4条の規定により、補助金の交付の決定をしたときは、規則第6条の規定により補助金交付決定通知書（様式第4号（1）又は様式第4号（2））を当該補助金の交付を申請した者に通知するものとする。

(補助事業の変更)

第9条 補助事業者は、補助事業の内容又は経費の変更（軽微な変更を除く。）を必要とする場合は、市長に変更承認申請書（様式第1号（2））及び変更交付申請書（様式第3号（2））を提出し、承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による承認の申請があった場合において、事業計画の内容の変更等を承認したとき、又は承認しないことを決定したときは、速やかに変更承認通知書（様式第2号（2））及び変更交付決定通知書（様式第4号（3））をそれぞれ当該承認の申請をした者に通知するものとする。

（状況報告）

第10条 経営発展支援事業の補助事業者は、補助対象事業の遂行に際し、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

（1）着手報告書

補助対象事業の着手は、原則として要綱第8条の交付決定に基づき行うものとし、着手したときは、速やかにその旨を着手報告書（様式第5号）にて市長に提出するものとする。ただし、補助事業者が交付決定前に着手する場合にあっては、その理由を明記した指令前着手届（様式第6号）を市長に提出するものとし、補助事業者は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを明らかにした上で行うものとする。

（2）契約顛末報告書

補助事業者は、請負入札又は随意により契約を締結したときは、速やかにその旨を契約顛末報告書（様式第7号）にて市長に提出するものとする。

（3）竣工届

補助事業者は、補助対象事業が竣工したときは、速やかにその旨を竣工届（様式第8号）にて市長に提出するものとする。

（就農状況報告）

第11条 補助事業者は、次の各号に掲げる期間中、毎年7月末及び1月末までにその直前の6ヵ月の就農状況を市長に報告しなければならない。さらに、毎年1月末までの就農状況報告の際、みどりの食料システム戦略法に基づく環境負荷低減の取組状況を併せて報告することとする。

（1）経営発展支援事業

事業実施の翌年度から事業計画に定められた目標年度の翌年度まで。

（2）経営開始事業

交付開始から交付終了後の5年目まで。

（実績報告）

第12条 経営発展支援事業の補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、規則第11条の規定により、速やかに完了実績報告書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第13条 市長は、規則第12条の規定により、交付する補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第10号）により、当該完了実績報告書を提出した者に通知するものとする。

（交付請求）

第14条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（様式第11号）に交付決定通知書の写し、又は補助金額確定通知書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

（関係図書の保存）

第15条 補助事業者は、補助金の交付を受けた事業の実施に係る関係図書、収支に関する帳簿及び支払に関する証拠書類については、対象事業が完了した日から10年間保管しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年8月22日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和7年8月21日限りその効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた補助金については、同日後もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表

事業種目	事業内容	補助対象者	補助対象経費	事業費	国庫 補助率	県費 補助率	市費 補助率
経営発展 支援事業	就農後の経営発展のために、県が機械・施設等の導入を支援する場合、国が都道府県支援分の2倍を支援する事業。	新規就農者育成 総合対策別記1の 第5の1に規定する要件を満たす者。	新規就農者育成 総合対策別記1の 第5の2の(1)の 取り組みに必要な 経費。	事業費の上限は1,000万円とする。 (経営開始事業の交付対象者の場合は500万円) ※夫婦で農業経営を開始する場合は上記の事業費上限に1.5を乗じて得た額を上限額とする。	3/4以内		-
経営開始 事業	経営開始直後の新規就農者に対して資金を交付する事業。	新規就農者育成 総合対策別記2の 第5の2の(1)に 規定する要件を満たす者。	-	150万円×3年 ※夫婦で農業経営を開始する場合は上記の事業費に1.5を乗じて得た額とする。	10/10	-	-

様式第 1 号（1） 承認申請書

番 年 月 号 日

福井市長 様

住 所

氏 名

福井市新規就農者育成総合対策事業計画承認申請書

福井市新規就農者育成総合対策事業交付要綱第 6 条 1 項の規定に基づき、次の事業計画の承認を申請します。

【添付書類】

- 1 青年等就農計画書
- 2 その他必要と認められる書類

様式第1号（2）変更承認申請書

番
年 月 日 号

福井市長 様

住 所
氏 名

福井市新規就農者育成総合対策事業計画変更承認申請書

年 月 日付け福井市指令 第 号で認定を受けた事業計画を下記のとおり変更
したいので、福井市新規就農者育成総合対策事業交付要綱第9条1項の規定により承認を申請します。

記

1 変更の理由

2 変更内容

【添付書類】

- 1 青年等就農計画書
- 2 その他必要と認められる書類

様式第 2 号（1） 承認通知書

福井市指令農第 号
年 月 日

住 所
氏 名

年 月 日付けで申請のあった事業計画承認申請書については、内容等が適当と認められますので福井市新規就農者育成総合対策事業交付要綱第 6 条 2 項の規定に基づき申請のとおり承認します。

つきましては、福井市補助金等交付規則第 3 条及び同事業補助金交付要綱第 7 条 1 項の規定に基づき、補助金交付申請書を提出願います。なお、申請書の提出期日は、年 月 日と定めましたのでご了解願います。

年 月 日

福井市長

様式第 2 号（2） 変更承認通知書

福井市指令農第 号
年 月 日

住 所

氏 名

年 月 日付けで申請のあった事業計画変更承認申請書については、内容等が適当と認められますので福井市新規就農者育成総合対策事業交付要綱第 9 条 2 項の規定に基づき申請のとおり承認します。

年 月 日

福井市長

様式第3号（1） 交付申請書

番
年 月 日

福井市長 様

住 所

氏 名

年度福井市新規就農者育成総合対策事業（経営発展支援事業）補助金交付申請書

みだしの事業を下記のとおり実施したいので、福井市補助金等交付規則第3条により、円を交付されるよう申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

(1) 施行場所

(2) 事業量

(3) 総事業費

(4) 補助対象事業費

3 着手予定年月日

4 完了予定年月日

5 収支予算

(1) 収入の部

(単位：円)

区 分	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較		説 明
			増	減	
市補助金等					
借 入 金					
自 己 資 金					
合 計					

(2) 支出の部

(単位：円)

区 分	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較		説 明
			増	減	
年度福井 市新規就農 者育成総合 対策事業 (事業種 目)					
合 計					

添付書類

新規就農者育成総合対策実施要綱（令和４年３月２９日付け３経営第３１４２号農林水産事務次官依命通知）別記１第６の３に基づく交付申請書。

様式第 3 号（2） 変更交付申請書

番
令和 年 月 号
日

福井市長 様

住 所

氏 名

年度福井市新規就農者育成総合対策事業（ 事業種目 ） 変更交付申請書

年 月 日付け福井市指令農第 号で交付の決定を受けた年度福井市新規就農者育成総合対策事業（ 事業種目 ）を下記のとおり変更したいので、福井市補助金等交付規則(昭和 48 年福井市規則第 11 号)第 5 条の規定により承認を申請します。

記

1 計画変更の理由

2 変更計画及び変更経費の配分

様式第4号（1） 補助金交付決定通知書（経営発展支援事業）

福井市指令農第 号

住 所
氏 名

年 月 日付けで申請のあった 年度福井市新規就農者育成総合対策事業（経営発展支援事業）補助金の交付については、福井市補助金等交付規則（昭和48年福井市規則第11号。以下「規則」という。）第4条の規定により、次のとおり交付することに決定したので、同規則第6条の規定により通知する。

年 月 日

福井市長

記

- 1 この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、 年 月 日付けで申請のあった 年度福井市新規就農者育成総合対策事業（経営発展支援事業）とし、その内容は、申請書記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	円
（内補助対象事業費	円）
補助金の額	円
- 3 補助金額は、当該事業に要した経費の実支出額に福井市新規就農者育成総合対策事業交付要綱（以下「要綱」という。）第5条の規定に定められた交付率を乗じて得た額、若しくは、前に掲げる補助金の額（変更された場合は変更された額）のいずれか低い額とする。
- 4 補助事業者は、次の該当するときは、市長の承認を受けなければならない。
 - （1）補助事業の補助金額の変更（軽微な配分の変更を除く。）を必要とするとき。
 - （2）補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をするとき。
 - （3）補助事業を中止し、又は廃止するとき。
- 5 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告して、その指示を受けなければならない。
- 6 補助事業者は、補助事業等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、同施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）、規則、要綱、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）及びその他関係通知及び通達（以下「関係法令等」という。）の定めるところに従わなければならない。
- 7 助事業者は、補助事業の遂行にあたり、売買、請負その他の契約をする場合は、見積合せ若しくは入札等を実施し、契約先の選定過程及び選定理由を明確にすること。なお、見積合せ、入札は別紙別表1を基準に実施すること。

8 補助事業者は、この補助金等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出について証拠書類を補助事業の終了の年度の翌年度から起算して10年間整備保存しなければならない。

ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳（別紙様式第1号）及びその他関係書類を整備保管しなければならない。

9 補助事業者は、補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。

10 補助事業者は、補助事業によって取得した財産について減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間内（大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める期間内）において、市長の承認を受けずに、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供してはならない。また、補助金交付の目的に反して使用してはならない。

11 補助事業者が前記により市長の承認を得て財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入の全部又は一部を市に納入させることがある。

12 関係法令等又は市の付した条件に違反した場合には、補助金の全部又は一部を返還させることがある。

13 市長は、補助事業者が補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を十分に把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。

14 補助金交付の条件は、前記4からまでに定めるもののほか次のとおりとする。

（1）補助事業者は、補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が明らかでないため、消費税等相当額を含めて申請した場合は、次の条件に従わなければならない（補助金の交付を申請するにあっても同税額を減額して報告しなければならない。）。

ア 補助事業者は、事業完了実績報告（規則第12条の規定による報告をいう。）を行うに当たって、及び当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

イ 補助事業者は、完了実績報告書の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（実績報告において前記アにより減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税等相当額報告書（別紙様式第2号）により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

（2）市長は、（1）の規定に伴う報告があった消費税仕入控除額が規則第12条の規定により確定した補助金額に係る消費税仕入控除税額を超えるときには、速やかに、その超える額の返還を命じるものとする。

15 補助金について、福井市監査委員の監査を受けることがある。

別紙様式第 1 号 財産管理台帳

財 産 管 理 台 帳

補助事業者名

地区名	地区			事業実施年 度	年度			福井市農政企画課所管補助 金			福井市新規就農者育成総合対策事業（経営発展支援 事業）				
事業種 類	事 業 の 内 容					工 期		経 費 の 配 分			処分制限期		処分の状況		摘 要
	事業種目 （事業細 目）	事業 実施 主体	工種構 造施設 区分	施工箇所 又は設置 場所	事業 量	着 工年 月日	竣 工年 月日	総事業 費	負 担 区 分		耐 用 年 数	処分制 限年 月 日	承 認 年月 日	処分 の 内 容	
									市 費	そ 他					
	計														
	計														
	合 計														

（注） 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付、担保提供等別に記入すること。
3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付先、抵当権等の設定権者の名称又は交付金返還額を記入すること。
4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

別紙別表 1（補助金交付決定通知第 7 関係）

予定価格	方 式	見積を徴する、若しくは入札を指名する業者 数
おおむね 1 0 万円未満	見積合せ	1 者以上
おおむね 5 0 万円未満	見積合せ	原則として 2 者以上
おおむね 2 5 0 万円未満	見積合せ	原則として 3 者以上
おおむね 2 5 0 万円以上	入札	原則として 3 者以上の指名競争入札

別紙様式第2号 消費税等相当額報告書

番
令和 年 月 号
日

福井市長 様

住 所
氏 名

年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日付け福井市指令農第 号により交付決定通知があった 年度福井
市新規就農者育成総合対策事業（経営発展支援事業）補助金について、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|---|---|---|
| 1 福井市補助金等交付規則第12条の補助金の額の確定額
(年 月 日付け 第 号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 補助金の確定時に減額した仕入にかかる消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告による確定した仕入に係る
消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額(3-2) | 金 | 円 |

(注) 補助事業者別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

住 所

氏 名

年 月 日付けで申請があった 年度福井市新規就農者育成総合対策事業（経営開始事業）の交付申請について交付することを決定したので、福井市補助金等交付規則（昭和48年福井市規則第11号）第4条の規定により、次のとおり交付することに決定したので、同規則第6条の規定により通知する。

年 月 日

福井市長

- 1 資金額 円
- 2 交付対象期間 年 月 日～ 年 月 日
- 3 補助事業者は、次の各号の一に該当するときは、市長の承認を受けなければならない。
 - （1）補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）するとき。
 - （2）補助事業を中止し、又は廃止するとき。
- 4 補助事業者は、この資金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の年度の翌年度から起算して10年間整備保存しなければならない。
- 5 補助事業等の交付を受けたものが、次の各号に該当する場合は、資金の全部若しくは一部の返還を命ずることがある。
 - （1）福井市補助金等交付規則に違反したとき。
 - （2）資金等の使途及び経理の状況について不明瞭と認められたとき。
- 6 資金等について、福井市監査委員の監査を受けることがある。

様式第 4 号（3） 補助金変更交付決定通知書

福井市指令農第 号

住 所

氏 名

年 月 日付けで申請のあった 年度福井市新規就農者育成総合対策事業（ 事業種目 ）の計画変更については、申請のとおりこれを承認し、福井市補助金等交付規則（昭和 4 8 年福井市規則第 1 1 号）第 6 条の規定による、 年 月 日付け福井市指令農第 号の交付決定の一部を下記のとおり変更したので通知する。

年 月 日

福井市長

記

- 1 変更前の交付決定額 円
- 2 変更後の交付決定額 円
- 3 この補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は 年 月 日付けで申請のあった 年度福井市新規就農者育成総合対策事業（ 事業種目 ）とし、その内容は申請書記載のとおりとする。
- 4 補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	円
（内補助対象事業費	円）
補助金の額	円

様式第 5 号 着手報告書

番
令和 年 月 号
日

福井市長 様

住 所
氏 名

年度福井市新規就農者育成総合対策事業（経営発展支援事業）着手報告書

年 月 日付け福井市指令農第 号で交付の決定を受けた 年度福井市新規就農者
育成総合対策事業（経営発展支援事業）を下記のとおり着手しましたので報告します。

記

施 行 場 所	
事 業 量	
事 業 費	
着 手 年 月 日	年 月 日
完 了 予 定 年 月 日	年 月 日
そ の 他	

様式第 6 号 指令前着手届

番
年 月 日

福井市長 様

住 所
氏 名

年度福井市新規就農者育成総合対策事業（経営発展支援事業）指令前着手届

年度福井市新規就農者育成総合対策事業（経営発展支援事業）実施計画に基づく事業について、別記条件を了承のうえ、下記のとおり指令前に着手したいので届けます。

記

1 指令前着手理由

2 指令前着手に係る実施計画

事業実施主体名	事業内容及び事業量	事業費 (円)	補助金 (円)	着手完了予定 年月日
				着手 年 月 日 完了 年 月 日

3 別記条件

- (1) 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって、実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は事業実施主体が負担するものとする。
- (2) 補助金交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても異議はない。
- (3) 当該事業について、着手から補助金交付決定を受ける期間内においては計画変更を行わない。

様式第 7 号 契約顛末報告書

番 年 月 号
日

福井市長 様

住 所
氏 名

年度福井市新規就農者育成総合対策事業（経営発展支援事業）契約顛末報告書

年度に実施するみだしの事業について、別紙のとおり契約しましたので、その顛末を報告します。

(別紙) 契約顛末報告

年度福井市新規就農者育成総合対策事業（経営発展支援事業）

(事業実施主体名)

地 区 名					
工 種 又 は 施 設 名					
契 約 の 方 法		指 名 競争入札・随契 一 般			
入 札 日 時		年 月 日 午 前 後			
入 札 場 所		福井市 町 字 番地			
執 行 者 名					
入 札 立 会 人 名					
入 札 価 格 等	請 負 入 札 に 附 す る 価 格	円			
	予 定 価 格	(円 %)			
落 札 価 格		(円 %)			
入 札 状 況		入札業者 代表者名	第 1 回	第 2 回	第 3 回
			円	円	円
契 約 の 状 況	契 約 者 名 住 所 氏 名				
	契 約 金 額	円			
	契 約 月 日				
入 札 差 金 額		円			

様式第 8 号 竣工届

番
年 月 号
日

福井市長 様

住 所
氏 名

年度福井市新規就農者育成総合対策事業（経営発展支援事業）竣工届

みだしの事業について、下記のとおり整備が完了しましたので届け出ます。

記

整備内容（機械・施設等名）	
事業費（円）	
契約住所	
契約年月日	
竣工年月日	
関係法令検査年月日	
竣工検査年月日 （又は予定年月日）	
引き渡し年月日 （又は予定年月日）	

注：請負人等からの完了届、引渡届、出来高設計書等の写しを添付すること。

様式第 9 号 完了実績報告書

番 号
令和 年 月 日

福井市長 様

住 所
氏 名

年度福井市新規就農者育成総合対策事業（経営発展支援事業）完了実績報告書

年 月 日付け福井市指令農第 号で補助金の交付の決定を受けた 年度福井市新規就農者育成総合対策事業（経営発展支援事業）を完了したので、福井市補助金等交付規則(昭和 48 年福井市規則第 11 号)第 11 条の規定に基づきその実績を下記のとおり報告します

記

1 事業の効果

2 事業の内容

(1) 施行場所

(2) 事業量

(3) 総事業費

(4) 補助対象事業費

3 着手年月日 令和 年 月 日

4 完了年月日 令和 年 月 日

5 収支決算

(1) 収入の部

(単位 円)

区 分	本 決 算 額	本 予 算 額	比 較		説 明
			増	減	
市 補 助 金 等					
借 入 金					
自 己 資 金					
合 計					

(2) 支出の部

(単位 円)

区 分	本 決 算 額	本 予 算 額	比 較		説 明
			増	減	
合 計					

添付書類

新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）別記1第6の4に基づく実績報告兼助成金支払請求書。

※ その他必要な書類（工事出来高設計書，図面等）を別に添付する。

様式第 1 0 号 補助金額確定通知書

福井市指令農第 号

住 所

氏 名

年 月 日付け福井市指令農第 号で交付の決定をした 年度福井市新規就農者育成総合対策事業（ 事業種目 ）補助金については、福井市補助金等交付規則(昭和 4 8 年福井市規則第 1 1 号)第 1 2 条の規定により下記のとおりその額を確定したので通知する。

年 月 日

福井市長

記

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 交付決定額 | 円 |
| 2 | 交付確定額 | 円 |

様式第 1 1 号 請求書

請 求 書

円

ただし、 年度福井市新規就農者育成総合対策事業（ 事業種目 ） 補助金

補助金交付確定（決定）額 円

既交付額 円

今回請求額 円

上記のとおり補助金（概算・前払金）を請求します。

年 月 日

福井市長 様

住 所

氏 名

印

添付書類

市長が必要と認めて提出を求める書類(指令書写し)

振込金融 機関名	名称
	店名
種別	
番号	
口座名義 (カタカナ)	